

規制見直しについて（デジタル原則への取組） 【報告】

2024年3月19日
経済産業省産業保安グループ[°]
ガス安全室

1. 政府のデジタル化の推進及び産業保安における取組

- 令和3年11月、デジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、**国や地方の制度・システム等の構造変革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的**として、「デジタル臨時行政調査会」（以下「調査会」）が設置された（令和5年10月6日廃止）。
- 第2回調査会では、**経済産業大臣から、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、保安規制の在り方を見直す旨報告**。
- 現在、アナログ規制※の見直し等が政府全体で進められており、令和4年12月に公表された「**デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表**」に基づき、**原則、令和6年6月までの集中改革期間に見直し等を進めているところ**。

※ 「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」の7つに類型化されている。

（御参考）デジタル臨時行政調査会構成員

会長 内閣総理大臣
 副会長 デジタル大臣
 内閣官房長官
 構成員 総務大臣
 財務大臣
 経済産業大臣
 内閣府特命担当大臣（規制改革）
 行政改革担当大臣

産業保安分野（電気・都市ガス・高圧ガス）における規制のデジタル対応

- 規制のデジタル対応については、直ちに着手できるものから着手するなど、しっかりと対応する。
- また、法律レベルでも、IoT、ビッグデータ、AI、ドローン等のテクノロジーの活用（スマート保安）により産業保安分野の保安レベルを持続的に向上させるため、「**テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者**」について、**保安規制に関する手続・検査の在り方を見直す**。

テクノロジーの産業保安分野への展開



産業保安分野の課題：保安人材の不足

熟練の保安人材の退職、若年層の雇用困難化
 （例）電気主任技術者の6割が50歳以上

→ テクノロジーの活用により人材不足にも対処

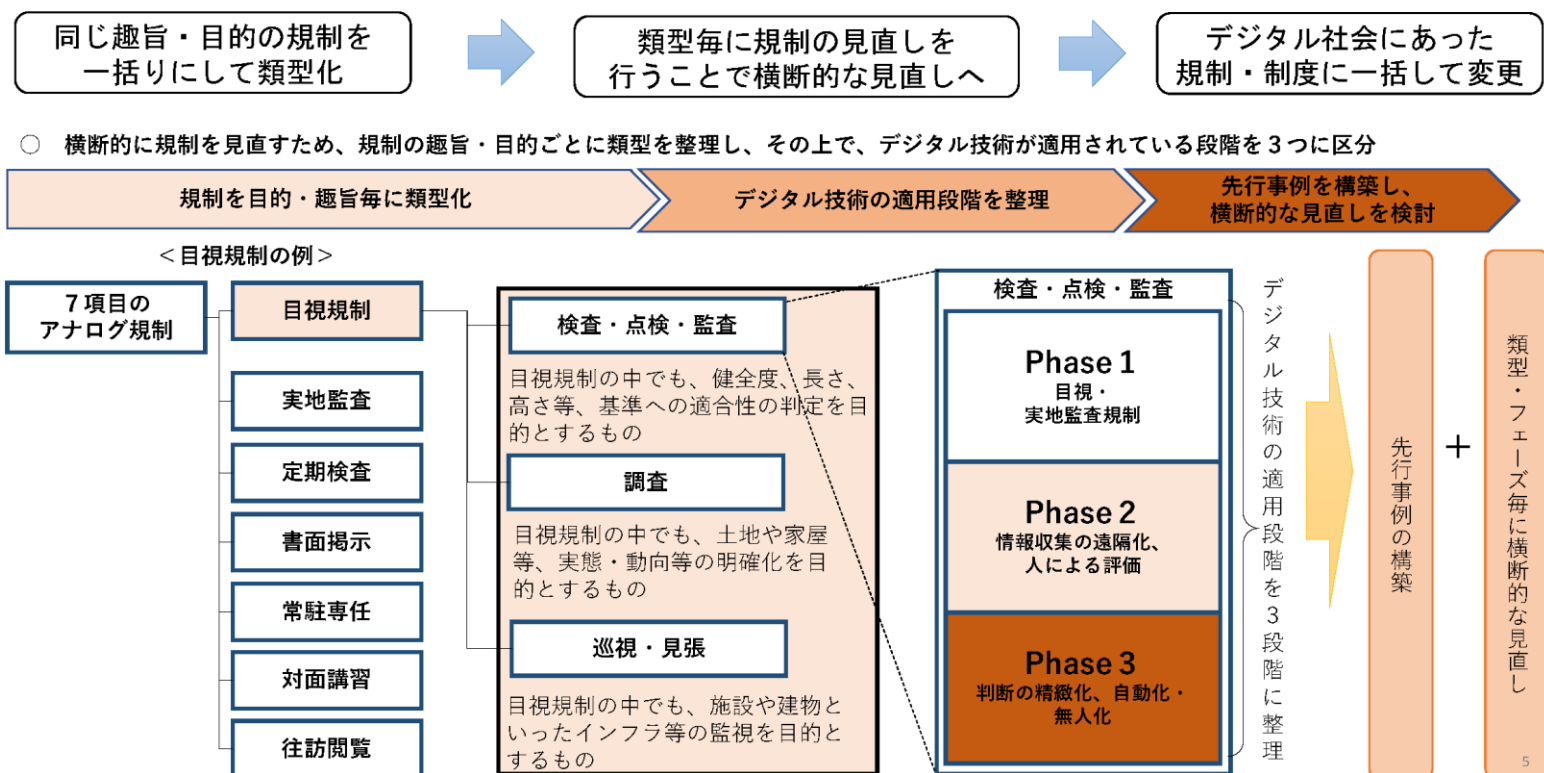
今般の制度見直しの内容

電気事業法 （電力）	ガス事業法 （都市ガス）	高圧ガス保安法 （コンビナート等）
テクノロジーの活用により保安レベルを向上させるため、「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」には、画一的な個別・事前規制によらず、事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することとし、これに見合った形で手続・検査等のあり方を見直す措置を講ずる。		
①「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」の要件		
①経営トップのコミットメント	②高度なリスク管理体制	
③テクノロジーの活用	④サイバーセキュリティ対策	
②規制の特例措置		
手続の特例		検査の特例
許可・届出の不要化、記録保存への移行		・国と事業者の検査の重複を廃し、事業者の自主検査のみに
保安人員の配置の合理化		・常時監視等の普及を踏まえ、定期に行う検査の実施時期を柔軟化
遠隔監視の普及を踏まえ、施設毎の保安人員の配置を合理化		

2. デジタル庁による既存規制のデジタル原則への適合性点検

- デジタル庁では、既存のアナログ規制について、代表的な7類型である①目視規制、②実地監査、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧を対象に、法律・政省令で規定されている規制の条項につきデジタル原則への適合性について点検、見直しを行うこととしている。
- 液化石油ガス保安分野においても、①目視規制、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧の6類型に該当するアナログ規制が存在するため、見直し等を進めていく。

一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方



(出典) 第3回調査会(令和4年3月30日)

資料1「デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について」

3. 液化石油ガス保安分野における「デジタル原則」への適合状況

- ・ 液化石油ガス保安分野でのアナログ規制（7 類型）は、**①目視規制、③定期検査、④書面掲示、⑤常駐専任、⑥対面講習、⑦往訪閲覧の 6 類型が存在。**

注：（ ）内は見直し完了時期（期限）

規制・制度	規制・制度の概要	規制の類型	検討の方向性等
立入検査	・ 経済産業省・都道府県・指定都市は液化石油ガス販売事業者等に対し立入検査をできる旨が規定。	①目視規制	・ オンライン立入検査の要件の検討等（R6.3）
完成検査・定期保安検査	・ 液化石油ガス販売事業者に対し、貯蔵施設（3トン以上）、特定供給設備については、設置・変更時に完成検査をすることを義務付け。 ・ 充てん事業者に対し、充てん設備について、設置・変更時に完成検査をし、定期的に保安検査を受けることを義務付け。	③定期検査 今回報告	・ 一部検査についてデジタル化対応（R6.6） ※詳細は次頁以降参照
定期点検・定期調査	・ 液化石油ガス販売事業者に対し、供給設備・消費設備については、定期的に、点検・調査をすることを義務付け。	③定期検査 今回報告	・ 一部検査についてデジタル化対応（R6.6） ※詳細は次頁以降参照
定期的な測定・検査	・ 液化石油ガス販売事業者に対し貯槽等（3トン以上）の沈下状況の測定は1年に1回以上行うことを義務付け。 ・ 液化石油ガス販売事業者に対しバルク貯槽については、定期的に、検査をすることを義務付け。	①目視規制 ③定期検査 今回報告	・ 一部検査についてデジタル化対応（R6.6） ※詳細は次頁以降参照
標識の掲示義務	・ 液化石油ガス販売事業者が掲げる標識をウェブサイトにも掲載することを義務付け。	④書面掲示 【対応済】	・ 改正施行規則公布（R5.12.28）、施行（R6.4.1）
業務主任者・業務主任者の代理者の選任	・ 液化石油ガス販売事業者に対し、液化石油ガスの販売に係る保安に関する監督者として、販売所ごとに業務主任者・業務主任者の代理者を選任することを義務付け。	⑤常駐専任	・ オンライン技術を用いての兼任が可であることを明確化（R6.6）
監視員の常駐	・ 貯蔵施設へは監視員が常駐。認定販売事業者で7号保安業務を行う者は集中監視システムで常駐	⑤常駐専任 【対応済】	・ 改正通達公布・施行済（R5.12.15）
保安業務員、調査員、充てん作業員、液化石油ガス設備士の講習	・ 保安業務員、調査員、充てん作業員、液化石油ガス設備士に対し、講習の受講を義務付け。	⑥対面講習 【対応済】	・ 令和6年度から座学講習はオンラインで実施
閲覧縦覧	・ 販売事業者登録簿等の閲覧は何人たりとも経済産業大臣等に行える旨を規定。	⑦往訪閲覧	・ 販売事業者登録簿等の閲覧のオンライン化が可能であることを明確化（R6.3）、（R6.6）

4. 検討対象及び検討結果

<検討対象>

- 集中監視システム等の導入によりデジタル化が進んできている一方で、液化石油ガス法で規定されている①**充てん設備**、②**貯蔵施設**、③**供給設備（特定供給設備含む）**、④**消費設備**の「完成検査」、「定期保安検査」又は「定期点検・定期調査」のうち、アナログ規制に該当するとされたものについては、デジタル技術を活用し、「検査等の撤廃・周期延長に向け取り組む」こととされている。
- このため、当該項目について、実態調査や情報収集のため関係者へヒアリング等を行い、デジタル原則を踏まえた規制に見直すことが可能かどうか調査・検討を行った。（LPガス保安規制に関する検討委員会（経済産業省委託事業））

<見直しの方向性>

- 保安のレベルを下げないことを前提に、デジタル原則に対応することが困難である課題として、①**技術的な困難や課題がある場合**、②**費用面で課題がある場合**、③**住宅内をカメラで常時監視する等社会通念上適切ではない場合の3点を置きつつ、見直しの検討**を行った。

<検討結果>

- 検討の結果、一部の検査（「距離又は高さに関する検査」及び「記録確認」）については、検査結果の正確性等が担保される場合に限り、デジタル化の可能性があるとの結果を得た。他方、この一部の検査以外の検査においては、上記3点の課題を解決する技術等はなく、現状ではデジタル化が困難であるとの結果が得られた。（詳細は次頁参照）
- デジタル化の可能性がある一部の検査については、関係する規定への反映に向けた検討を進めることとし、現状ではデジタル化が困難な検査については、今後の技術開発の進展等を期待する。

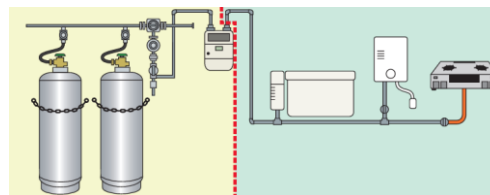
<検討対象の各設備>



① 充てん設備



② 貯蔵施設



③ 供給設備
(特定供給設備含む)

④ 消費設備

※ これら設備に関する点検・調査について検討を実施。

5. 液化石油ガス法における定期点検・調査のデジタル原則への適合について

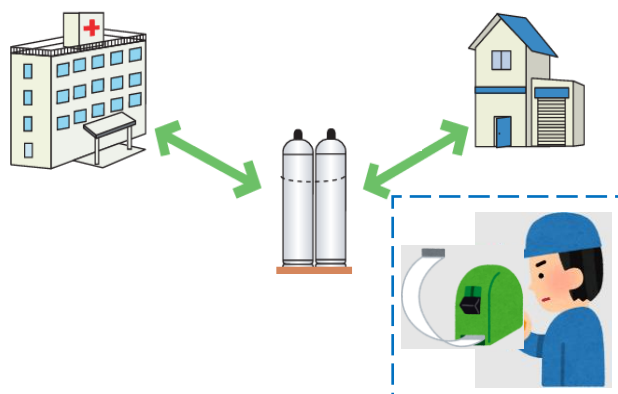
● 実態調査や情報収集のため関係者へヒアリング等を行い、デジタル原則を踏まえた規制に見直すことが可能かどうか調査・検討した結果は以下のとおり。

設備、施設	デジタル化可能		デジタル化困難（主な検査のみ抜粋）					主な該当条項
	距離、高さの確認	検査結果等の記録の確認	図面等現地状況との比較確認	気密試験 耐圧試験	非破壊検査 肉厚測定	作動試験	沈下状況測定	
① 充てん設備	距離計等を用いて遠隔で情報取得ができればデジタル化可能	AI等自動判定を行うことができればデジタル化可能	現地で図面等と現物の比較が必要なためデジタル化困難	現場での加圧作業等が必要なためデジタル化困難	現場での清掃作業、試験剤塗布作業等が必要なためデジタル化困難	現場での設備の作動等が必要、又は遠隔での作動用機器費が現状費用と比較し高額なためデジタル化困難	(該当なし)	・規則第71条 ・規則第81条
② 貯蔵施設	①に同じ	①に同じ	①に同じ	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	・規則第62条
③ 供給設備（特定供給設備含む）	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①に同じ	①に同じ	現状費用と比較し高額なためデジタル化困難	・規則第36条 ・規則第62条
④ 消費設備	①に同じ	(該当なし)	①に同じ	①に同じ	(該当なし)	(該当なし)	(該当なし)	・規則第37条

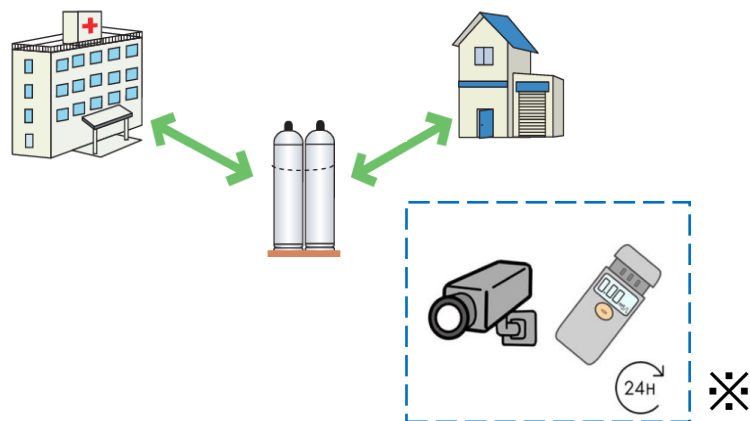
※ デジタル化の可能性がある一部の検査については、関係する規定への反映に向けた検討を進めることとし、現状ではデジタル化が困難な検査については、今後の技術開発の進展等を期待する。

(参考) デジタル原則に対応する検査の具体例

<遠隔での情報取得>



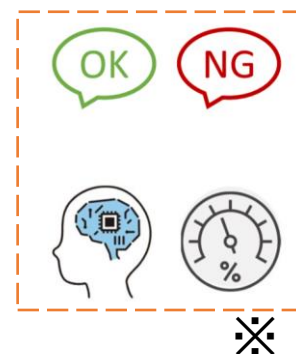
巻き尺等を用いた人による測定をカメラ・レーザー等のデジタル技術を活用



<自動判定>



検査記録等書類を目視により確認していた事項をAI等を用いて判定



※株式会社三菱総合研究所

「テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）（デジタル庁事業）における技術実証を実施する事業者の募集について」実証類型4 センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証（再公募分）

https://pubpjt.mri.co.jp/publicoffer/s2od1b0000000c2v-att/11_04_betten1.pdf